

第91号議案

令和7年2月19日
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和7年2月12日付6議事第399号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 第30号議案 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 2 | 第31号議案 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 3 | 第32号議案 | 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 第33号議案 | 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 第35号議案 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 第40号議案 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 7 | 第41号議案 | 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 8 | 第42号議案 | 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 9 | 第43号議案 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 10 | 第44号議案 | 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 11 | 第45号議案 | 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 12 | 第46号議案 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 13 | 第47号議案 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 14 | 第69号議案 | 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 15 | 第72号議案 | 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 16 | 第73号議案 | 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 17 | 第74号議案 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 18 | 第75号議案 | 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 19 | 第76号議案 | 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 20 | 第117号議案 | 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |

議案名

意見

異議ありません。

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
一週間の正規の勤務時間 第2条第2項	【第17条の3の新設に伴う規定整備】 「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」 →「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。 <u>以下「育児休業法という。」</u> ）」 「 <u>同法</u> 第17条」 →「 <u>育児休業法</u> 第17条」
週 休 日 第4条第1項	【フレックスタイム制における週休日の見直し】 フレックスタイム制勤務職員が平日において週休日を設けることができる取扱いを改正 「 <u>4</u> 週間ごとの期間につき1日に限り」 →「 <u>1</u> 週間ごとの期間につき1日に限り」
育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除 第12条の2の2 第1項 第2項	【育児・介護休業法の改正に伴う超過勤務の免除の見直し】 超過勤務の免除の対象となる職員が養育する子の範囲の拡大 「 <u>3歳に満たない子</u> 」 →「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> 」
特 別 休 暇 第16条第1項	【育児・介護休業法の改正に伴う子どもの看護休暇の見直し】 「 <u>子どもの看護休暇</u> 」 →「 <u>子どもの看護等休暇</u> 」
子育て部分休暇 第17条の3（新設） 第1項 第2項	【子育て部分休暇の導入】 ○ 任命権者は、9歳に達する日又は小学校等第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認するものとする。 ○ 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。 <参考> 子育て部分休暇 ・ 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内 ・ 無給

介護についての申出があった場合における措置等 第17条の4（新設） 第1項 第2項	【介護についての申出があった場合における措置等の新設】 ○ 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ○ 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
勤務環境の整備に関する措置 第17条の5（新設）	【勤務環境の整備に関する措置の新設】 ○ 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 1 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 2 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 3 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
施行期日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和7年3月31日予定）
経過措置 附則第2項	改正後の超過勤務の免除、子どもの看護等休暇及び子育て部分休暇に係る請求等は、施行の日前においても行うことができる。

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第90号）の一部を改正する条例

「1」及び「3」と同様の改正を行う。（ただし、週休日に関する改正を除く。）

3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第81号）の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
附則第2条	【法改正による項ずれに伴う規定整備】 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員※は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 → 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員※は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 ※暫定再任用短時間勤務職員 ＜参考＞法改正前の同法第9条3項の規定 県費負担教職員に係る読み替えの規定
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

【参考】一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）を一部改正

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第9条

~~2 暫定再任用職員（附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。第七項において同じ。）に対する附則第十四条の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。~~ → 削除

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に対する附則第四条及び第六条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項中「当該任命権者の属する地方公共団体」とあるのは「市町村」と、「採用しようとする」とあるのは「採用しようとする当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の」とする。 → 2項に項ずれ

- 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和４年東京都条例第80号）の一部を改正する条例
- 5 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和４年東京都条例第82号）の一部を改正する条例
- 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和４年東京都条例第92号）の一部を改正する条例
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和４年東京都条例第74号）の一部を改正する条例

「３」と同様の改正を行う。

9 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する 条例（令和4年東京都条例第79号）の一部を改正する条例

在宅勤務等手当の新設及び地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
第3条第2項	【在宅勤務等手当の新設に伴う規定整備】 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、1日以上6月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第12条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第15に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の5分の1以下を減ずるものとする。 → 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、1日以上6月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第12条に規定する通勤手当に相当する額、<u>同条例第12条の3に規定する在宅勤務等手当に相当する額及び同条例第15に規定する超過勤務手当に相当する額</u>を除く。）の5分の1以下を減ずるものとする。
附則第2条	【法改正による項ずれに伴う規定整備】 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 → 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
施行期日 附則	令和7年4月1日

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内 容											
給 料 第 2 条	【在宅勤務等手当の新設に伴う規定整備】 給料の定義から在宅勤務等手当を除く											
扶 養 手 当 第 10 条 第 2 項第 1 号から 第 6 号まで 第 3 項第 1 号 第 2 号 (子を第 1 号に) 第 4 項 第 5 項（新設） 第 11 条（削除）	【扶養手当の見直し：勧告どおり】 ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止とそれに伴う文言整備（第 1 号を削除し、第 2 号から第 6 号を第 1 号から第 5 号に繰上げ） ○ 扶養親族たる子に係る扶養手当の金額を、9,000 円から 13,000 円に引上げ <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>制度完成時 (令和 8 年 4 月 1 日)</th></tr><tr><td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</td><td>6,000 円</td><td>廃止</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000 円</td><td>13,000 円</td></tr></table> ○ 扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他支給に関し必要な事項は、条例ではなく規則で定めることとする。(国と同様の対応)			区分	現行	制度完成時 (令和 8 年 4 月 1 日)	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	6,000 円	廃止	子	9,000 円	13,000 円
区分	現行	制度完成時 (令和 8 年 4 月 1 日)										
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	6,000 円	廃止										
子	9,000 円	13,000 円										
住 居 手 当 第 11 条の 3 第 1 項第 2 号	【扶養手当の見直しに伴う文言整備】 扶養手当の規定上で「パートナーシップ関係の相手方」に係る文言が削除されるため、住居手当の規定上で定義											

通 勤 手 当 第 12 条 第 3 項第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 項 第 5 項 第 6 項（新設） 第 7 項 第 8 項	【通勤手当の見直し：勧告どおり】 ○ 1 箇月当たりの通勤手当の支給上限額を運賃等相当額 55,000 円＋新幹線鉄道等の特別料金等 20,000 円から、150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う文言整備 ○ 在宅勤務等手当の新設に伴い、在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員のうち、交通用具を使用する者の通勤手当の額については、その額から、その額に人事委員会が定める割合※を乗じて得た額を減じた額を支給 ＜参考＞職員の通勤手当に関する規則（抜粋） 第八条の二 2 条例第十二条第三項第二号及び学校職員の条例第十四条第三項第二号に規定する人事委員会が定める割合は、<u>百分の五十</u>とする。 ○ 1 箇月当たりの通勤手当の支給上限額を運賃等相当額 55,000 円＋新幹線鉄道等の特別料金等 20,000 円から、150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う文言整備 ○ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準※に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止 ＜参考＞職員の通勤手当に関する規則（抜粋） （新幹線鉄道等の利用の基準） 第十二条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会が定める基準は、<u>新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されることとする。</u> ○ 新幹線鉄道等の特別料金等の額の支給を、2 分の 1 相当額（上限 20,000 円）から支給上限額 150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う文言整備 ○ 採用時から新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給を可能とする改正及び任用の事情等を考慮して規則で定める職員に新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給を可能とする改正に伴う文言整備 ○ 1 箇月当たりの通勤手当の支給上限額を運賃等相当額 55,000 円＋新幹線鉄道等の特別料金等 20,000 円から 150,000 円の範囲内で全額支給へ引き上げることに伴い、この額が上限額を超える職員の通勤手当の額は 150,000 円に支給月数を乗じて得た額とする旨規定 【文言整備】 第 6 項新設による項ずれ整備 ○ 「第<u>6</u>項」→ 「第<u>7</u>項」 ○ 「第<u>7</u>項」→ 「第<u>8</u>項」
単身赴任手当 第 12 条の 2	【支給対象職員の見直し：勧告どおり】 単身赴任手当の支給対象職員に、新規採用職員を加える。

在宅勤務等手当 第 12 条の 3 (新設) 第 1 項 (新設) 第 2 項 (新設) 第 3 項 (新設)	【在宅勤務等手当の新設：勧告どおり】 ○ 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間 その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に支給 ○ 月額 3,000 円 ○ 支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則へ委任															
管理職員特別勤務手当 第 18 条の 3 第 1 項 第 2 項 第 3 項第 1 号 第 2 号 イ (新設) ロ (新設)	【文言整備】 ・ 「勤務した」 → 「勤務<u>を</u>した」 ・ 「指定し」 → 「指定し<u>る</u>」 ・ 「勤務しなかった」 → 「勤務<u>を</u>しなかった」 【平日深夜の勤務に対する支給に係る見直し】 <table><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>対象職員</td><td>管理職員</td><td>管理職員、指定職</td></tr><tr><td>対象時間</td><td>週休日又は休日以外の日の 午前 0 時から午前 5 時までの 正規の勤務時間以外の時間</td><td>午後10時から翌日の午前 5 時 までの間（週休日又は休日に 含まれる時間を除く。）であつ て正規の勤務時間以外の時間</td></tr></table> ○ 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（規則で規定）の対象拡大 <table><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>対象</td><td> ・ 第 1 項：週休日又は休日 </td><td> ・ 第 1 項：週休日又は休日 ・ 第 2 項：午後10時から翌日 の午前 5 時までの間（週休日 又は休日に含まれる時間を除 く。）であつて正規の勤務時間 以外の時間 </td></tr></table> ○ 指定職給料表の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員については、管理職員に支給される最高額に 150/100 を乗じて得た額とする（新設） ○ 平日深夜の勤務に係る指定職への適用拡大に伴い、指定職給料表の適用を受ける職員に対する額を規定 イ：【管理職員】 6,000 円を超えない範囲内において規則で定める ロ：【指定職】 イで定める額の最高額に 150/100 を乗じて得た額		現行	改正後	対象職員	管理職員	管理職員、 指定職	対象時間	週休日又は休日以外の日の 午前 0 時から午前 5 時までの 正規の勤務時間以外の時間	午後10時 から翌日の午前 5 時 までの間（週休日又は休日に 含まれる時間を除く。）であつ て正規の勤務時間以外の時間		現行	改正後	対象	・ 第 1 項：週休日又は休日	・ 第 1 項：週休日又は休日 ・ 第 2 項：午後10時から翌日 の午前 5 時までの間（週休日 又は休日に含まれる時間を除 く。）であつて正規の勤務時間 以外の時間
	現行	改正後														
対象職員	管理職員	管理職員、 指定職														
対象時間	週休日又は休日以外の日の 午前 0 時から午前 5 時までの 正規の勤務時間以外の時間	午後10時 から翌日の午前 5 時 までの間（週休日又は休日に 含まれる時間を除く。）であつ て正規の勤務時間以外の時間														
	現行	改正後														
対象	・ 第 1 項：週休日又は休日	・ 第 1 項：週休日又は休日 ・ 第 2 項：午後10時から翌日 の午前 5 時までの間（週休日 又は休日に含まれる時間を除 く。）であつて正規の勤務時間 以外の時間														

休職者の給与 第 19 条の 2	【文言整備】 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号） → 地方公務員の育児休業等に関する法律 地方公務員の育児休業等に関する法律は、第 6 条の 2 ですすでに記載があるため、法律番号を削除						
特定職員についての適用除外 第 21 条の 3	【扶養手当の見直しに伴う文言整備】 第 11 条が削除されることによる文言整備						
施行期日 附則第 1 条	令和 7 年 4 月 1 日						
経過措置 附則第 2 条 附則第 3 条	【扶養手当の見直しに係る経過措置：勧告どおり】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>経過措置 (令和 8 年 3 月 31 日まで)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</td><td>3,000 円※</td></tr> <tr> <td>子</td><td>11,500 円</td></tr> </tbody> </table> ※行(一)四級相当職員には支給しない。 【通勤手当及び単身赴任手当の見直しに係る経過措置】 施行日前に給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。	区分	経過措置 (令和 8 年 3 月 31 日まで)	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	3,000 円※	子	11,500 円
区分	経過措置 (令和 8 年 3 月 31 日まで)						
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	3,000 円※						
子	11,500 円						

11 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「10」と同様の改正を行う。

12 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和6年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容						
給与に関する特例 第4条第4項(削除) 第5項 から 第7項	【特定任期付職員業績手当の廃止：勧告どおり】 特定任期付職員業績手当に係る記載の削除 ○ 業績手当の廃止に伴う項ずれ整備 ・ 「第5項」→「第4項」 ・ 「第6項」→「第5項」 ・ 「第7項」→「第6項」						
特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用 第5条第1項 第2項	【特定任期付職員業績手当の廃止及び給与条例等の改正（管理職員特別勤務手当）に伴う文言整備】 特定任期付職員業績手当の廃止及び給与条例並びに学校職員給与条例の管理職員特別勤務手当の改正に伴う文言整備 【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 (参考) (単位：月分) <table><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>1.90</td><td>0.80</td></tr></table> 【勤勉手当の支給：勧告どおり】 (参考) (単位：月分) <table><tr><th>支給月数</th></tr><tr><td>1.125</td></tr></table>	現行	改正後	1.90	0.80	支給月数	1.125
現行	改正後						
1.90	0.80						
支給月数							
1.125							
給与条例等の適用除外 第6条	【勤勉手当の支給及び給与条例等の改正（扶養手当）に伴う文言整備】 勤勉手当の支給及び給与条例並びに学校職員給与条例の扶養手当に係る条文の削除に伴う文言整備						
人事委員会規則への委任 第7条	【特定任期付職員業績手当廃止に伴う文言整備】 特定任期付職員業績手当に係る記載の削除						
施行期日等 附則	令和7年4月1日						

13 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「12」と同様の改正を行う（特定任期付職員業績手当、期末手当及び勤勉手当に係る改正を除く）。

14 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小笠原業務手当の支給期限の延長のため、改正を行う。

項 目 該当条文	内 容
小笠原業務手当に関する措置 本体附則第6項	【時限期間延長】 令和7年3月31日まで → 令和10年3月31日まで (具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める) ＜参考＞小笠原業務手当 小笠原諸島に所在する都の機関の業務に従事したときに支給 ・ 交通アクセスの制約から事業の進行管理等に一定の制約が存在するなど、勤務の特殊性が存在するため支給 ・ 1日につき700円を超えない範囲内で支給（国も同様）
施 行 期 日 附則第1項	公布の日（令和7年3月31日予定）

15 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

16 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

「14」と同様の改正を行う。

17 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

手当の支給職場の廃止等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該当条文	内 容
放射線取扱手当 第2条第18号 第19号 第20号(削除) 第20条 第21条 第22条(削除) 第28条第1項	【放射線取扱手当の廃止に伴う規定整備】 ○「 <u>十八及び十九</u> 削除」→「 <u>十八から二十</u> 削除」 ○「 <u>第二十条及び第二十一条</u> 削除」 →「 <u>第二十条から第二十二条</u> 削除」 ○「 <u>第二十二条から第二十四条まで</u> 」→「 <u>第二十三条、第二十四条</u> 」
深夜特殊業務手当 第14条第2項	【手当上限額の改正】 「670 円」→「730 円」
小笠原業務手当に関する措置 本体附則第3項	【時限期間延長】 令和7年3月31日まで → 令和10年3月31日まで (具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める) <参考>小笠原業務手当 小笠原諸島に所在する都の機関の業務に従事したときに支給 ・ 交通アクセスの制約から事業の進行管理等に一定の制約が存在するなど、勤務の特殊性が存在するため支給 ・ 1日につき700円を超えない範囲内で支給(国も同様)
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する措置の改正規定は、公布の日(令和7年3月31日予定)。
経 過 措 置 附則第2項 第3項	○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前に例による。

18 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

社会情勢の変化に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該当条文	内 容
用 語 の 意 義 第2条 第1項第1号 第4号 第6号 第7号 第10号（新設） 第2項 第3項（削除）	○ 「 <u>指定職の職務</u> 」→「 <u>指定職職員</u> 」等 ○ 出張について、自宅等から出発する場合を規定 ○ 帰住について、家族の扶養要件の改正に伴い、扶養親族を除外 ○ 家族について、扶養要件を改め、職員と生計を一にするものと規定 ○ 旅行者に対する旅費の支給に代えて、都から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者として、旅行役務提供者を規定 ○ 「 <u>級の職務</u> 」→「 <u>職務の級</u> 」等 ○ 「何々地」及び「近接地」の廃止に伴い削除
旅 費 の 支 給 第3条第2項 第2項第8号 第5項 第6項 第7項	○ 旅費の支給対象に職員の子を追加 ○ 外国在勤の職員の配偶者が、外国旅行中に死亡した場合に当該職員に支給する旅費について、職員の子が死亡した場合を要件に追加し、外国旅行の要件を人事委員会規則に委任 ○ 旅費の損失補償を受けることができる者について、家族の扶養要件の改正に伴い、扶養親族を除外 ○ 旅費の損失補償について、旅行命令等の変更を受けた場合を要件に追加し、その他の要件を人事委員会規則に委任 ○ 旅費の損失補償について、支出を要する金額で任命権者が定めるものを支給できるよう規定 ○ 旅費を喪失した場合の旅費の支給について、交通機関の事故又はやむを得ない事情を除き、その他の事情を人事委員会規則に委任 ○ 旅費を喪失した場合の旅費の支給について、任命権者が定める金額を支給できるよう規定 ○ 旅行役務提供者に対し、都から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる旨を規定
旅 行 命 令 等 第4条 第4条第3項 第4項 第6項（削除）	○ 旅行命令等を発する者について、任命権者を除外 ○ 旅行命令等の変更について、旅行命令等を取消した場合を除外 ○ 「 <u>第五条第一項</u> 」→「 <u>次条第一項</u> 」等 ○ 「 <u>その変更をする</u> 」→「 <u>これを変更する</u> 」等 ○ 旅行命令簿等の記載事項等は任命権者が定める旨を削除

旅行命令等に従わない旅行 第5条第1項 第2項	○ 「 <u>変更された</u> 」 → 「 <u>変更を受けた</u> 」 等 ○ 「 <u>すみやかに</u> 」 → 「 <u>速やかに</u> 」 等
旅 費 の 計 算 第6条	○ 旅費は実費弁償であり、条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する旨を規定
旅費の請求及び精算 第7条第1項 第5項	○ 旅費に相当する金額を請求する者として、旅行役務提供者を追加 ○ 任命権者が定める事項から様式を除外
旅費の種目及び内容 第8条	○ 旅費の種目を以下のとおり規定 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当 ○ 旅費の内容は第2章（第8条から第20条まで）に規定
鉄 道 賃 第9条第1項 第2項	○ 近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおりに支給 ○ 内国旅行における運賃の額の上限をそれぞれ規定 （5級以下の者：最下級、指定職職員：最上級） ○ 内国旅行における急行料金及び座席指定料金に係る距離制限を廃止
船 賃 第10条第1項 第2項	○ 近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおりに支給
航 空 賃 第11条第1項 第2項	○ 近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおりに支給 ○ 内国旅行における運賃の額の上限を最下級に規定
その他の交通費 第12条第1項 第2項	○ 路線バス、タクシー料金及びレンタカー賃料等を新たにその他の交通費として規定
宿 泊 費 第13条第1項 第2項	○ 定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更 ○ 上限となる宿泊費基準額は、「国家公務員等の旅費支給規程」において規定されている宿泊費基準額とする ○ 宿泊費基準額によらず、当該宿泊に要する費用の額を支給する特別な事情について、人事委員会規則に委任

包 括 宿 泊 費 第14条（新設）	○ パック旅行に充てる旅費として新設 ○ 交通費及び宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給
宿 泊 手 当 第15条	○ 宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代を含む）に充てるための費用を支給 ○ 宿泊手当の額は、「国家公務員等の旅費支給規程」において規定されている宿泊手当の額とする
転 居 費 第16条第1項 第2項	○ 新旧の居住地間の実費支給方式に変更 ○ 外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする ○ 複数の運送業者に見積り（外国旅行の場合は、一定の容積等の範囲内において見積り）をさせ（複数の見積りをさせることができない特別な事情がある場合を除く）、最も経済的なものを選択するときは、当該引越し費用を転居費の額として算定 ○ 宅配便等を利用する場合は、当該利用に要する実費額を支給
着 後 滞 在 費 第17条	○ 内国旅行の場合は5夜分、外国旅行の場合は10夜分を上限として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給
家 族 移 転 費 第18条第1項 第2項	○ 支給対象の扶養要件を改め、同居する家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る）に支給 ○ 現に支払った交通費及び着後滞在費相当額等について、職員に支給する額を上限に家族分を支給
渡 航 雑 費 第19条	○ その他外国旅行に必要なもの（保険料及び渡航時に必要な携行品の購入等に係る費用等）を支給対象に追加
死 亡 手 当 第20条	○ 職員の子が死亡した場合を支給対象に追加
退職者等の旅費 第21条第1項 第2項 第3項 第4項	○ 退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給
遺 族 等 の 旅 費 第22条	○ 職員が出張・赴任中に死亡した場合、死亡地から遺族の居住地までの往復の交通費等を支給

旅費の支給額の上限 第23条第 1 項（新設） 第 2 項（新設）	○ 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算した額と現に支払った額を比較し、各費用のいずれか少ない額を合計した額を上限 ○ 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、それぞれ規定する額と現に支払った額を比較し、各費用のいずれか少ない額を合計した額を上限																	
旅 費 の 調 整 第24条第 1 項	○ 旅費の減額調整の要件について、旅行者が都以外の者から旅費の支給を受ける場合を追加																	
旅 費 の 返 納 第26条第 1 項（新設） 第 2 項（新設） 第 3 項（新設）	○ 旅行者又は旅行役務提供者が条例又は人事委員会規則の規定に違反して旅費又は旅費に相当する金額の支給を受けた場合に、当該旅費の返納を求めるよう規定 ○ 上記に該当する場合、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる旨を規定 ○ 差し引くことができる給与の種類は、任命権者が定める																	
委 任 第27条	○ 「この条例に定めがあるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。」																	
附 則 第 4 項（削除）	○ 外国旅行の特例として旅費の調整を要する区域としていた、人事委員会が定める地域（北方四島）への旅行についての規定を削除																	
別 表 第 1 （新設）	【外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第 16 条関係）】 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>上 限</th></tr><tr><td rowspan="3">家財の運送単位を容積により算出する場合</td><td>職員</td><td>9 m³</td></tr><tr><td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</td><td>9 m³</td></tr><tr><td>子（一人につき）</td><td>1.5 m³</td></tr><tr><td rowspan="3">家財の運送単位を重量により算出する場合</td><td>職員</td><td>360 kg</td></tr><tr><td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</td><td>360 kg</td></tr><tr><td>子（一人につき）</td><td>60 kg</td></tr></table>	区 分		上 限	家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9 m ³	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	9 m ³	子（一人につき）	1.5 m ³	家財の運送単位を重量により算出する場合	職員	360 kg	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	360 kg	子（一人につき）	60 kg
区 分		上 限																
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9 m ³																
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	9 m ³																
	子（一人につき）	1.5 m ³																
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員	360 kg																
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	360 kg																
	子（一人につき）	60 kg																
別 表 第 2	【死亡手当（第 20 条関係）】 <table><tr><th>区 分</th><th>死 亡 手 当</th></tr><tr><td>全ての者</td><td>930,000 円</td></tr></table>	区 分	死 亡 手 当	全ての者	930,000 円													
区 分	死 亡 手 当																	
全ての者	930,000 円																	
施 行 期 日 附則第 1 項	令和 7 年 4 月 1 日																	

経 過 措 置	
附則第2項	○ 改正後の規定は、この条例の施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。 ○ 施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
第3項	○ 改正後の第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
第4項	○ 改正後の第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
第5項	○ 改正後の第26条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

19 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和４年東京都条例第76号）の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該当条文	内 容
費 用 弁 償 第４条第２項	【職員の旅費に関する条例の改正に伴う規定整備】 「<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>」 →「<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>」
報 酬 の 額 別表１備考 費 用 弁 償 別表３備考	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 「及び」→「、給与条例第１２条の３に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」 ※別表内の報酬の額に含まない報酬（通勤手当、超勤手当）に、在宅勤務等手当に相当する報酬の額を追加
附 則 第２項	【法改正による項ずれに伴う規定整備】 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員※は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第１条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 → 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第１条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 ※暫定再任用短時間勤務職員 ＜参考＞法改正前の同法第９条３項の規定 県費負担教職員に係る読み替えの規定
施 行 期 日 附則第１項	令和７年４月１日
経 過 措 置 附則第２項	改正後の第４条第２項及び別表第３の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

20 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

子育て部分休暇の導入等に伴い、所用の改正を行う。

項 目 該当条文	内 容
休 暇 の 付 与 第 5 条 第 1 項第 5 号 (新設) 第 2 項	【子育て部分休暇の導入に伴う改正】 「子育て部分休暇」を追加 【育児・介護休業法の改正に伴う子どもの看護休暇の見直し】 「 <u>子どもの看護休暇</u> 」 →「 <u>子どもの看護等休暇</u> 」
報 酬 の 減 額 第 7 条第 1 項	【育児・介護休業法の改正に伴う子どもの看護休暇の見直し】 報酬を減額する休暇の規定について、休暇名称を改正 「 <u>子どもの看護休暇</u> 」 →「 <u>子どもの看護等休暇</u> 」
費 用 弁 償 第 8 条第 2 項	【職員の旅費に関する条例の改正に伴う規定整備】 「 <u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u> 」 →「 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> 」
施 行 期 日 附則第 1 項	令和 7 年 4 月 1 日
経 過 措 置 附則第 2 項	改正後の第 8 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都人事委員会委員長

中 西 充 殿

東京都議会議長

増 子 ひ ろ き

(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 7 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 第 3 0 号議案 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 2 | 第 3 1 号議案 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 3 | 第 3 2 号議案 | 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 第 3 3 号議案 | 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 第 3 5 号議案 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 第 4 0 号議案 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 7 | 第 4 1 号議案 | 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 8 | 第 4 2 号議案 | 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 9 | 第 4 3 号議案 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 10 | 第 4 4 号議案 | 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 11 | 第 4 5 号議案 | 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 12 | 第 4 6 号議案 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 13 | 第 4 7 号議案 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 14 | 第 6 9 号議案 | 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 15 | 第 7 2 号議案 | 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 16 | 第 7 3 号議案 | 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 17 | 第 7 4 号議案 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 18 | 第 7 5 号議案 | 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 19 | 第 7 6 号議案 | 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 20 | 第 1 1 7 号議案 | 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（2 頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（5 頁）
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（8 頁）
- 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（9 頁）
- 5 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（10 頁）
- 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（11 頁）
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（12 頁）
- 8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（13 頁）
- 9 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（14 頁）
- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（15 頁）
- 11 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（20 頁）
- 12 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（25 頁）
- 13 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（27 頁）
- 14 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（28 頁）
- 15 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（29 頁）
- 16 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（30 頁）
- 17 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（31 頁）
- 18 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（33 頁）
- 19 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（47 頁）
- 20 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（49 頁）

第四十三号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第四条第一項ただし書中「四週間」を「一週間」に改める。

第十条の二の二第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十六条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第十七条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第十七条の四 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十六条に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正等を踏まえ、介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

第六十九号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」
に改める。

第十一条の二の二第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三
学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等
又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するた
めに請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項におい
て「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

第六十号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十条中「及び第十八条の二第一項」を「、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四及び第十八条の五」に改める。

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第九十号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十七条に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正等を踏まえ、介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

第四十六号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四十五号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四十七号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十二号）の一部を
次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を
改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四 十 七号議案
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

第七十四号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第七十 四号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第三十五号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第三十 五号議案
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

第四十号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四十四号議案

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び」を「、同条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する額及び」に改める。

第二条 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。

第四十 四号議案

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第三十号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「行（一）四級相当職員」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 一万三千円

第十条第四項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十一条の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方（」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（「」に改める。）

第十二条第三項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第十二条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第四項中「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）」に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第五項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十二条の二第一項中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）」に、「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同条の次に次の一条

を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十八条の三第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「指定し」を「指定し、」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「指定する職員」の下に「又は指定職給料表の適用を受ける職員」を加え、「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「当該各号に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て東京都規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イの人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して東京都規則で定める勤務をした職員にあつては、これらの額にそれぞれ百分の百五十を乗じて得た額）」を削り、同項第二号中「同項」を「次に掲げる職員の区分に応じ、同項」に、「六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規則で」を「それぞれ次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員 六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規

則で定める額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 イの人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額

第十九条の二第三項中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

第二十一条の三第一項中「第十一条まで」を「第十条まで」に改め、同条第三項中「から第十一条まで」を「第十条」に改め、同条第五項及び第六項中「、第十一条」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条の規定の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第三項第二号に規定する行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるものに対しては支給しない。」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 第十一条の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナーシップ関係の相手方」と、同条第三項第

一号中「一万三千元」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属

する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるものの扶養親族たる父母等
三千円

とあるのは

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるものの扶養親族たる父母等
三千円）

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げる者をいう。） 三千円
とする。」

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第三条 改正後の条例第十二条第五項及び第十二条の二第一項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。

第七十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「教育五級相当職員」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 一万三千円

第十二条第四項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方（」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（「」に改める。）

第十四条第三項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第四項中「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）」に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第五項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十四条の二第一項中「又は在勤する学校の移転」を「、在勤する学校の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）」に、「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同条の次に次の一条

を加える。

（在宅勤務等手当）

第十四条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第二十一条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「指定し」を「指定し、」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十二条第三項中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

第二十四条の四第二項中「から第十三条まで」を「、第十二条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第三項第二号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものに対しては支給しない。」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 第十三条の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナーシップ関係の相手方」

と、同条第三項第

一号中「一万三千円」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千円（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円）

とあるのは

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千円（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円）

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げる者をいう。） 三千円」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第三条 改正後の条例第十四条第五項及び第十四条の二第一項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。

第三十二号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「、第三項」を「及び第三項」に改め、「及び第四項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とする。

第五条第一項中「第二条第一項、」を削り、「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項までに」、「第二十一条第二項並びに」を「第二十一条第二項、第二十一条の二第二項及び」に改め、「、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員採用条例第四条の」を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の」に、「第十八条の三第一項中」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改め、「「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十一条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改め、同条第二項中「第三条第一項、」を削り、「第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二十四条第二項及び」を「第二十四条第二項、第二十四条の二第二項並びに」に改め、「、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは

第三十二号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員採用条例第四条の」を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の」に改め、「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十四条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改める。

第六条第一項中「第十一条まで、」を「第十条まで及び」に改め、「及び第二十一条の二」を削り、「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、「、第二十四条の二」を削る。

第七条中「第四条第四項に規定するもののほか、」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。

第三十三号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条の三第一項中」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改める。
第九条中「第十一条まで」を「第十条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。

第四十二号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第四十二号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一

第七十六号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第七十五号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第七十 五号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一

第百十七号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八から二十まで 削除

第十四条第二項中「六百七十円」を「七百三十円」に改める。

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

第二十条から第二十二条まで 削除

第二十八条第一項中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後

に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

（提案理由）

特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改める必要がある。

第三十一号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「指定職の職務」を「指定職職員」に、「職員の職務」を「職員」に改め、同項第四号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、同項第七号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

十 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、都と旅行役務提供者（旅行業者等が都に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、都が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項中「何級の職務」という場合には「を「職務の級」とは」に、「により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に、「級の職務をいうものとする」を「職務の級をいう」に改め、同条第三項を削る。

第三条第二項中「又はその」を「若しくは子又はその」に改め、同項第八号中「パートナーシップ関係の相手方」の下に

「又は子」を加え、「第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する」を「人事委員会規則で定める」に改め、同条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項」を「が、次条第三項」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において、」を「その他人事委員会規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「人事委員会規則で定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、都が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「旅行依頼（以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第三項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「当該旅行に関する」を「任命権者が定める」に、「これ」を「、当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「近接地内に」を「任命権者が定める」に改め、「旅行に関する」及び「し、これを提示」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「し、これを当該旅行者に提示」を削り、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第二章に定める種目及び内容に基づき」を

加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の下に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第五項中「及び様式」を削り、同条を第七条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（指定職職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が三級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

れに定める額

イ 指定職職員が移動するとき 上級の運賃の額

ロ 職務の級が五級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

四 第一号及び第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額

五 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に四以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 指定職職員又は職務の級が四級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

六 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に三に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

七 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十

七円とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職職員 指定職職員等

二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費（第十八条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国内旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハ

に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第六号又は第八号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。

第三章を削る。

「第四章 雑則」を「第三章 雑則」に改める。

第四十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「都以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「または当該」を「又は」に、「こえた旅費または」を「超えた旅費又は」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十四条とし、第三章中同条の前に次の三条を加える。

（退職者等の旅費）

第二十一条 第三条第二項第一号又は第五号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

3 第一項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するとき、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第三条第二項第二号に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十二條 第三條第二項第三号、第四号又は第六号から第八号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十三條 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二條第一項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九條第一項各号、第十條第一項各号、第十一條第一項各号及び第十二條第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六條の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第十九條の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十三條を第二十五條とし、同條の次に次の一條を加える。

（旅費の返納）

第二十六條 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの條例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの條例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十四條に見出しとして「（委任）」を付し、同條中「外実施上」を「ほか、この條例の規定による旅費の支給の手続そ

その他この条例の実施のため」に改め、同条を第二十七条とする。

附則第四項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第十六条関係）

区 分						上 限
家財の運送 単位を容積 により算出 する場合	職員		配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		九立方メートル	
	子（一人につき）		一・五立方メートル		九立方メートル	
	家財の運送 単位を重量 により算出 する場合		職員		三六〇キログラム	
家財の運送 単位を重量 により算出 する場合	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		三六〇キログラム		三六〇キログラム	
	子（一人につき）		六〇キログラム		六〇キログラム	

別表第二 死亡手当（第二十条関係）

区 分	死 亡 手 当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第二十六条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（提案理由）

社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正を

行う必要がある。

第四十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

第一条 非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

別表一中「三三四、〇〇〇」を「三三八、〇〇〇」に改め、同表備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

別表三備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

第二条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例第四条第二項及び別表三の規定は、この条例の施行の日以後に

第四十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定するとともに、費用弁償に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第七十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項に次の一号を加える。

五 子育て部分休暇

第五条第二項及び第七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第八条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第八条第二項（第十三条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第七十三号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

一

（提案理由）

新たに子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（2 頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（6 頁）
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（11 頁）
- 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（12 頁）
- 5 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（13 頁）
- 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（14 頁）
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（15 頁）
- 8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（16 頁）
- 9 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（17 頁）
- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（19 頁）
- 11 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（31 頁）
- 12 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（41 頁）
- 13 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（44 頁）
- 14 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（46 頁）
- 15 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（47 頁）
- 16 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（48 頁）
- 17 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（49 頁）
- 18 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（51 頁）
- 19 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（97 頁）
- 20 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（100 頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （一週間の正規の勤務時間） 第二条（現行のとおり） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。 3 及び 4 （現行のとおり） 第三条（現行のとおり） （週休日） 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、平日において週休日設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日設けることができるものとし、フレックスタイム制勤務職員については、一週間ごとの期間につき一	第一条（略） （一週間の正規の勤務時間） 第二条（略） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。 3 及び 4 （略） 第三条（略） （週休日） 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、平日において週休日設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日設けることができるものとし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一

日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設定することができる。

2 (現行のとおり)

第五条から第十条の二まで (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十条の二の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

第十条の三から第十五条まで (現行のとおり)

(特別休暇)

第十六条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 (現行のとおり)

日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設定することができる。

2 (略)

第五条から第十条の二まで (略)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十条の二の二 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十条の三から第十五条まで (略)

(特別休暇)

第十六条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 (略)

第十七条及び第十七条の二（現行のとおり）

（子育て部分休暇）

第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第十七条の四 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等

第十七条及び第十七条の二（略）

（新設）

（新設）

（新設）

が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 - 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第十八条から第二十条まで （現行のとおり）	第十八条から第二十条まで （略）
---	-------------------------

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （一週間の正規の勤務時間） 第三条（現行のとおり） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号、以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。 3 及び 4 （現行のとおり） 第四条から第十一条の二まで （現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第十一条の二の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十一条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。こ	第一条及び第二条（略） （一週間の正規の勤務時間） 第三条（略） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>同法</u>第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。 3 及び 4 （略） 第四条から第十一条の二まで （略） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第十一条の二の二 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十一条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。こ

の場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

第十一条の三から第十六条まで (現行のとおり)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 (現行のとおり)

第十八条及び第十八条の二 (現行のとおり)

(子育て部分休暇)

第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、

の場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十一条の三から第十六条まで (略)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 (略)

第十八条及び第十八条の二 (略)

(新設)

教育委員会規則で定める。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第十九条 (現行のとおり)

(区市町村の職員に関する読替え)

第二十条 区市町村の職員については、第四条の二、第六条、第十条、第十一条、第十一条の二第二項、第十一条の二の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十四条第一項、第

(新設)

(新設)

第十九条 (略)

(区市町村の職員に関する読替え)

第二十条 区市町村の職員については、第四条の二、第六条、第十条、第十一条、第十一条の二第二項、第十一条の二の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十四条第一項、第

十五条第三項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四及び第十八条の五の規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えて適用する。

第二十條の二及び第二十一條（現行のとおり）

十五条第三項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第十八条の二第一項の規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えて適用する。

第二十條の二及び第二十一條（略）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第九十号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ り採用された職員は、この条例による改正後の職員の育児休業等 に関する条例第十三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務 職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第 三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ り採用された職員は、この条例による改正後の職員の育児休業等 に関する条例第十三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務 職員とみなす。

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ り採用された職員は、この条例による改正後の職員の分限に関す る条例第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみ なす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第 三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ り採用された職員は、この条例による改正後の職員の分限に関す る条例第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみ なす。

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第<u>二</u>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第<u>三</u>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

改正案	現行
附 則 第一条及び第二条 （現行のとおり） （地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置） 第三条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。）とする。	附 則 第一条及び第二条 （略） （地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置） 第三条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。）とする。

改正案	現行
附 則 第一条 （現行のとおり） 第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に對するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定の適用については、同条第一号中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された者」とする。 第三条から第五条まで （現行のとおり）	附 則 第一条 （略） 第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に對するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定の適用については、同条第一号中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された者」とする。 第三条から第五条まで （略）

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号） 新旧対照表（抄） （第一条関係）	
改正案	現行
第一条及び第二条 （現行のとおり） （減給の効果） 第三条 （現行のとおり） 2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条に規定する通勤手当に相当する額、同条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する額及び同条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の五分の一以下を減ずるものとする。 第四条から第六条まで （現行のとおり）	第一条及び第二条 （略） （減給の効果） 第三条 （略） 2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の五分の一以下を減ずるものとする。 第四条から第六条まで （略）

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第二 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採 用された職員は、この条例による改正後の職員の懲戒に関する条例 第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採 用された職員は、この条例による改正後の職員の懲戒に関する条例 第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （給料） 第二条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三条の三第一項の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いたものとする。 2 （現行のとおり） 第二条の二から第九条の三まで （現行のとおり） （扶養手当） 第十条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （削る）	第一条（略） （給料） 第二条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三条の三第一項の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いたものとする。 2 （略） 第二条の二から第九条の三まで （略） （扶養手当） 第十条 （略） 2 （略） 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事

一から五まで (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 扶養親族たる子 (前項第一号に掲げる扶養親族たる子を含む。以下同じ。)

二 扶養親族たる父母等 (前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。)

六千円 (行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円)

(削る)

4 扶養親族たる子で満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものがいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、四千元に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの (以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)

二から六まで (略)

3 (略) (新設)

一 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 (前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。)

六千円 (行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるもの (以下「行(一)四級相当職員」という。)) の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 三千円)

二 扶養親族たる子 (前項第二号に掲げる扶養親族たる子を含む。以下同じ。)

4 扶養親族たる子で満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの (以下「特定期間にある子」という。)) がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、四千元に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に

5| 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十一条 削除

加算した額とする。

(新設)

第十一条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2| 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれが離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

第十一條の二 (住居手当)	第十一條の二 (現行のとおり)
第十一條の三 (現行のとおり)	

第十一條の三 (略)	3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合 三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）四級相当職員が行（一）四級相当職員以外のものとなった場合 四 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）四級相当職員以外のものがある行（一）四級相当職員となった場合 五 扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 4 第二項ただし書の規定は、前項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 第十一條の二 (略) (住居手当)
---------------	---

一（現行のとおり）	二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）が、公舎等で東京都規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満二十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの	一（略）	二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）が、公舎等で東京都規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満二十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの
2及び3（現行のとおり）		2及び3（略）	
（通勤手当）		（通勤手当）	
第十二条（現行のとおり）		第十二条（略）	
2（現行のとおり）		2（略）	
3（現行のとおり）		3（略）	

一 第一項第一号に掲げる職員 人事委員会の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第七に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（第十二条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額

三 第一項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会の定める区分に応じ、前二号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

一 第一項第一号に掲げる職員 人事委員会の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第七に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給月数を乗じて得た額

三 第一項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会の定める区分に応じ、前二号に定める額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

5 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6| 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その

合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の場合、勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

7| 及び 8| （現行のとおり）

（単身赴任手当）

第十二条の二 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の東京都規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 から 4 まで （現行のとおり）

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の

（新設）

6| 及び 7| （略）

（単身赴任手当）

第十二条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の東京都規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 から 4 まで （略）

（新設）

承認を得て東京都規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2| 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3| 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十三条から第十八条の二まで （現行のとおり）

（管理職員特別勤務手当）

第十八条の三 第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十三条第一項の規定により、任命権者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十三条から第十八条の二まで （略）

（管理職員特別勤務手当）

第十八条の三 第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十三条第一項の規定により、任命権者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

4 (現行のとおり) ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 イの人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額 イ 第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員 六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額 二 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額 イ及びロ (現行のとおり)	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て東京都規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イの人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額)とする。 一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額
4 (略) 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額 イ及びロ (略)	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して東京都規則で定める勤務をした職員にあつては、これらの額にそれぞれ百分の百五十を乗じて得た額)

第十九条 (現行のとおり) (休職者の給与)	第十九条 (略) (休職者の給与)
第十九条の二 (現行のとおり) 2 (現行のとおり)	第十九条の二 (略) 2 (略)
3 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第二十一条及び第二十一条の二の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。	3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第二十一条及び第二十一条の二の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。
第二十條から第二十一条の二の五まで (現行のとおり) (特定職員についての適用除外)	第二十條から第二十一条の二の五まで (略) (特定職員についての適用除外)
第二十一条の三 第六条、第九条から第十條まで、第十一条の三、第十三条、第十五條から第十七條まで及び第十八條の二の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。	第二十一条の三 第六条、第九条から第十條まで、第十一条の三、第十三条、第十五條から第十七條まで及び第十八條の二の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。
2 (現行のとおり)	2 (略)
3 第六条第二項から第九項まで、第九条の三、第十條、第十一条の三及び次條の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	3 第六条第二項から第九項まで、第九条の三から第十條まで、第十一条の三及び次條の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
4 (現行のとおり)	4 (略)
5 第六条第三項から第五項まで及び第八項、第十條並びに第十一条の三の規定は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員及び公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が八級である職員には適用しない。	5 第六条第三項から第五項まで及び第八項、第十條、第十一條並びに第十一条の三の規定は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員及び公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が八級である職員には適用しない。

6 第十条及び第十一条の三の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級である職員には適用しない。 第二十二条から第二十三条まで (現行のとおり) 別表第一から別表第七まで (現行のとおり)	6 第十条、第十一条及び第十二条の三の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級である職員には適用しない。 第二十二条から第二十三条まで (略) 別表第一から別表第七まで (略)
---	--

改正案	現行
第一条及び第二条 （現行のとおり） （給料） 第三条 給料は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十五条の三第一項の規定による手当を含む。）、産業教育手当、定時制通信教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。 2 （現行のとおり） 第四条から第十一条の三まで （現行のとおり） （扶養手当） 第十二条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （削る）	第一条及び第二条 （略） （給料） 第三条 給料は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十五条の三第一項の規定による手当を含む。）、産業教育手当、定時制通信教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。 2 （略） 第四条から第十一条の三まで （略） （扶養手当） 第十二条 （略） 2 （略） 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方で

「から五」まで (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

「扶養親族たる子(前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)」 一万三千円

「扶養親族たる父母等(前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。)」 六千円 (教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円)

(削る)

4 扶養親族たる子で満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものがある場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、四千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て

あつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)

「から六」まで (略)

3 (略)

(新設)

「扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等(前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。)」 六千円 (教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの(以下「教育五級相当職員」という。)) の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 三千円)

「扶養親族たる子(前項第二号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)」 九千円

4 扶養親族たる子で満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)) がある場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、四千円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

第十三条 削除

第十三条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に係るもののすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じ

た場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合

三 扶養親族たる配偶者又はパートナースhip関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員が教育五級相当職員以外のものとなつた場合

四 扶養親族たる配偶者又はパートナースhip関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員以外のものが教育五級相当職員となつた場合

五 扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

4 第二項ただし書の規定は、前項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十三条の二 (略)

(住居手当)

第十三条の三 (略)

一 (略)

二 第十四条の二第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者又はパートナースhip関係の相手方(配偶者及びパートナースhip関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。))が、公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、満三十四歳に達する日以後の

第十三条の二 (現行のとおり)

(住居手当)

第十三条の三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第十四条の二第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方

公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナースhip関係の相手方のいづれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）が、公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払つて

2及び3 （現行のとおり）

（通勤手当）

第十四条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

一 第一項第一号に掲げる職員 人事委員会の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（第十四条の三第

最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払つて

2及び3 （略）

（通勤手当）

第十四条 （略）

2 （略）

3 （略）

一 第一項第一号に掲げる職員 人事委員会の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千元を超えるときは、五万五千元に支給月数を乗じて得た額

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（定年前再任用短

一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額に支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額

三 第一項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会の定める区分に応じ、前二号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

4 学校（都立学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場をいう。以下この条及び次条において同じ。）を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の

時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額に支給月数を乗じて得た額

三 第一項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会の定める区分に応じ、前二号に定める額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

4 学校（都立学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場をいう。以下この条及び次条において同じ。）を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以

額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

7及び8 （現行のとおり）
（単身赴任手当）

第十四条の二 学校を異にする異動、在勤する学校の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定め

（同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

5 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

（新設）

6及び7 （略）
（単身赴任手当）

第十四条の二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別

るやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2から4まで (現行のとおり)

(在宅勤務等手当)

第十四条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十五条から第二十一条まで (現行のとおり)

(管理職員特別勤務手当)

第二十一条の二 第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける

居することとなつた職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2から4まで (略)

(新設)

第十五条から第二十一条まで (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十一条の二 第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児	2 (現行のとおり)	第二十二條 (現行のとおり)	(休職者等の給与)	4 (現行のとおり)	二 (現行のとおり)	職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日指定し、当該代休日に勤務をしなかつた場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額)とする。 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額
3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条	2 (略)	第二十二條 (略)	(休職者等の給与)	4 (略)	二 (略)	職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が代休日指定し当該代休日に勤務しなかつた場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額)

休業中の職員には、その育児休業の期間中、第二十四条及び第二十四条の二の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。 第二十三条から第二十四条の三まで（現行のとおり） （特定職員についての適用除外） 第二十四条の四（現行のとおり） 2 第八条第二項から第八項まで、第十一条の三、第十二条及び第十三条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 （現行のとおり） 第二十四条の五及び第二十五条（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第二十四条及び第二十四条の二の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。 第二十三条から第二十四条の三まで（略） （特定職員についての適用除外） 第二十四条の四（略） 2 第八条第二項から第八項まで、第十一条の三から第十三条まで及び第十三条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 （略） 第二十四条の五及び第二十五条（略） 別表第一から別表第三まで（略）
---	--

改正案	現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） （給与に関する特例） 第四条（現行のとおり） 2及び3（現行のとおり） （削る） 4 （現行のとおり） 5 第二項の規定による号給の格付け及び第三項の規定による給料月額 額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 6 （現行のとおり） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第三条、第六条の二、第十八条の三第一項から第三項まで、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の二第二項及び第二十一条の三第二項の規定の適用については、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、第六条の二中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項及び第四項の規定にか	第一条から第三条まで（略） （給与に関する特例） 第四条（略） 2及び3（略） 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5 （略） 6 第二項の規定による号給の格付け、第三項の規定による給料月額 の決定及び第四項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、 予算の範囲内で行わなければならない。 7 （略） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び

かわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項及び第二項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の八十」と、第二十一条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2

特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第五条、第八条の二、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項及び第二項、第二十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項並びに第二十四条の四第一項の規定の適用については、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、第八条の二中「第七条並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項及び第二項中「支給を受ける職員」

任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百九十」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2

特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二中「第七条並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支

とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二
条第三項及び第二十三条中「この条例に定める」とあるのは「この
条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第
二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の八十」と、第二十四
条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・
五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特
定任期付職員」とする。

（給与条例等の適用除外）

第六条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十条まで及び第十一
条の三の規定並びに学校職員給与条例第六条から第八条まで、第十
一条から第十二条まで、第十三条の三及び第二十四条の三の規定は、
特定任期付職員には適用しない。

2 （現行のとおり）

（人事委員会規則への委任）

第七条 第二条各項及び第二条の二各項の規定により任期を定めて職
員を採用する場合における公正の確保の基準及び採用の手続並びに
任期の更新及び退職に関する手続並びに第二条第二項の規定により
採用された職員に対する職務の級、給料月額及び昇給の特例に関し
必要な事項は、人事委員会規則で定める。

給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」
と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支
給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第
二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十
四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職
員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百
二十五」とあるのは「百分の百九十」と、第二十四条の四第一項中
「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

（給与条例等の適用除外）

第六条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十一
条の三及び第二十一条の二の規定並びに学校職員給与条例第六条か
ら第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十三条の三、第二十
四条の二及び第二十四条の三の規定は、特定任期付職員には適用し
ない。

2 （略）

（人事委員会規則への委任）

第七条 第四条第四項に規定するもののほか、第二条各項及び第二条
の二各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公
正の確保の基準及び採用の手続並びに任期の更新及び退職に関する
手続並びに第二条第二項の規定により採用された職員に対する職務
の級、給料月額及び昇給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規
則で定める。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第七条まで （現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用） 第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二、第十八条の三第一項から第三項まで、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項及び第二項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と	第一条から第七条まで （略） （任期付研究員に対する給与条例の適用） 第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第

と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百八十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。

(給与条例等の適用除外)

第九条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十条まで、第十一条の三及び第二十一条の二の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には適用しない。

第十条及び第十一条 (現行のとおり)

二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百八十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。

(給与条例等の適用除外)

第九条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十一条の三及び第二十一条の二の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には適用しない。

第十条及び第十一条 (略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第四十五条まで（現行のとおり） 附則 1 から5まで（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する措置） 6 第四十条の規定は、令和十年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。	第一条から第四十五条まで（略） 附則 1 から5まで（略） （小笠原業務手当に関する措置） 6 第四十条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
第一条から第十五条まで（現行のとおり） 附 則 1及び2 （現行のとおり） （小笠原業務手当に関する措置） 3 第十三条の規定は、令和十年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。	第一条から第十五条まで（略） 附 則 1及び2 （略） （小笠原業務手当に関する措置） 3 第十三条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
第一条から第二十一条まで（現行のとおり） 附 則 1 及び 2 （現行のとおり） （小笠原業務手当に関する措置） 3 第十九条の規定は、令和十年三月三十一日までの間で人事委員会 の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。	第一条から第二十一条まで（略） 附 則 1 及び 2 （略） （小笠原業務手当に関する措置） 3 第十九条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会 の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （特殊勤務手当の種類） 第二条（現行のとおり） 一から十七まで（現行のとおり） 十八から二十まで 削除 二十一から二十四まで（現行のとおり） 第三条から第十三条まで（現行のとおり） （深夜特殊業務手当） 第十四条（現行のとおり） 2 前項に規定する手当の額は、勤務一回につき七百三十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。 第十五条から第十九条まで（現行のとおり） 第二十条から第二十二条まで 削除 第二十三条から第二十七条まで（現行のとおり） （支給方法） 第二十八条 職員が同一の日において第三条から第六条まで、第十一	第一条（略） （特殊勤務手当の種類） 第二条（略） 一から十七まで（略） 十八及び十九 削除 二十 放射線取扱手当（略） 二十一から二十四まで（略） 第三条から第十三条まで（略） （深夜特殊業務手当） 第十四条（略） 2 前項に規定する手当の額は、勤務一回につき六百七十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。 第十五条から第十九条まで（略） 第二十条及び第二十一条 削除 （放射線取扱手当） 第二十二条 放射線取扱手当は、放射線による撮影に従事した職員に支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき三百九十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。 第二十三条から第二十七条まで（略） （支給方法） 第二十八条 職員が同一の日において第三条から第六条まで、第十一

条、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て規則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。	条、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十六条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て規則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十九条 (現行のとおり)	第二十九条 (略)
附 則	附 則
1 及び 2 (現行のとおり)	1 及び 2 (略)
3 第二十六条の規定は、令和十年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。	3 第二十六条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。
4 から 7 まで (現行のとおり)	4 から 7 まで (略)

改正案	現行
第一章（現行のとおり） 第一条（現行のとおり） （用語の意義） 第二条（現行のとおり） 一 指定職職員 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第五条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。 二及び三（現行のとおり） 四 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 五（現行のとおり） 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。 七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）	第一章（略） 第一条（略） （用語の意義） 第二条（略） 一 指定職の職務 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第五条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務をいう。 二及び三（略） 四 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 五（略） 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。 七 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条

第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。

八及び九 （現行のとおり）

十 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、都と旅行役務提供契約（旅行者等が都に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、都が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

2

この条例において「職務の級」とは、職員の給与に関する条例第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表（以下「行政職給料表（一）」という。）による職務の級をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者及び学校職員の給与に関する

の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

八及び九 （略）

（新設）

2

この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者

条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第七条に規定する給料表の適用を受ける者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

（削る）

（旅費の支給）

第三条 （現行のとおり）

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 から七まで （現行のとおり）

八 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 及び 4 （現行のとおり）

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる

及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第七条に規定する給料表の適用を受ける者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する級の職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつてはその全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、人事委員会規則で定める地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第三条 （略）

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 から七まで （略）

八 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 及び 4 （略）

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に

金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、都が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一及び二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

- 6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（新設）

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一及び二 （略）

2 （略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「旅行命令簿等」という。）に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち任命権者が定める出張を命じるとき又は旅行命令簿等に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該事項の記載又は記録をしなければならない。

5 （現行のとおり）
（削る）

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 （略）

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他必要な事項は任命権者が定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(削る)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

- 2| 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。
- 3| 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。
- 4| 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。
- 5| 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ一キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6| 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 7| 旅行雑費は、出張（外国旅行における近接地外の出張を除く。）又は近接地内の赴任の場合にあつては実費額により、近接地外の赴任の場合にあつては旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 8| 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 9| 食卓料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 10| 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、内国旅行にあつては実費額により、外国旅行にあつては路程等に応じ定額により支給する。

(旅費の計算)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第二章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

(削る)

11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

13 渡航手数料は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

14 死亡手当は、第三条第二項第六号又は第八号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数十五日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の二に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(旅費の請求及び精算)

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかつ

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十条 削除

第十一条 一日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更等のあつたときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第十三条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、それぞれの旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

(旅費の請求及び精算)

第十三条の二 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その資料を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

たためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2から4まで (現行のとおり)

5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第二項及び第三項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

第二章 旅費の種目及び内容

(削る)

(削る)

2から4まで (略)

5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

第二章 国内旅行の旅費

第十四条 削除

(近接地内旅費)

第十五条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

一 鉄道賃、船賃及び車賃

二 別表第一に規定する旅行雑費

三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料

イ 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、別表第一の食卓料定額に相当する額

ロ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第一の宿泊料定額の範囲内の実費額

四 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第一の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、

(削る)

(削る)

(旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

その二分の一に相当する額）の範囲内における実費額の移転料
第十六条から第十八条まで 削除

(近接地外旅費)

第十九条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(鉄道賃)

第二十条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定す

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては指定職員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（指定職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が三級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

る運賃のほか、急行料金

三 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前二号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金

四 指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前三号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金

五 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金は、任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

3 第一項第五号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員が移動するとき 上級の運賃の額

(船賃)

第二十一条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 指定職の職務にある者については、上級の運賃

ロ 職務の級が五級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

四 第一号及び第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額

五 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に四以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 五級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 前二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 第一号の規定に該当する場合には、次に規定する運賃

(1) 指定職の職務にある者については、最上級の運賃

(2) 五級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 第二号の規定に該当する場合には、次に規定する運賃

(1) 指定職の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 五級以下の職務にある者については、最上級の運賃

四 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

五 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 指定職員又は職務の級が四級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

六 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に三に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき
中級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

七 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第十一條 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

六 指定職の職務にある者が第四号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

七 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第二十二條 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定職職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（車賃）

第二十三条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用 四 前三号に掲げる費用に付随する費用 2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(削る)	(旅行雑費) 第二十四条 旅行雑費の額は、別表第一に規定する額による。 2 鉄道二百キロメートル未満又は水路若しくは陸路百キロメートル未満の旅行(近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。)の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額の二分の一に相当する額による。 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道二キロメートルをもつて水路又は陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
(宿泊費)	(宿泊料)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職職員 指定職職員等

二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費（第十八条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てられための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（削る）

第二十五条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

（食卓料）

第二十六条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食

(転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 | 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこ

費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十七条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができ、前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 | 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第一の額が、職員が赴任した際の移転料の別表第一の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における

ととする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移

移転料の別表第一の額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第二十八条 着後手当の額は、別表第一の旅行雑費定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第二十九条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑

転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じ

費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十七条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができない額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができない額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

て算定した額

二 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第六号又は第八号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。

（削る）

（近接地以外の同一地域内旅行の旅費）

第三十条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費定額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当

(削る)

する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第三十条の二 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費のほか、第四十一条の二第一項第三号ロ又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

3 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費（旅

(削る)

行雑費、宿泊料及び着後手当を除く。)とする。ただし、その額は人事委員会規則で定める額を超えることができない。

(遺族の旅費)

第三十条の三 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第三号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を居住地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、第二十九条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(削る)

(削る)

(本邦通過の場合の旅費)

第三十一条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃、又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料、又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項の場合において、第二十九条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(近接地内旅費)

第三十一条の二 第十五条(移転料に関する部分を除く。)の規定は、外国の近接地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第三号中「別表第二」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

(近接地外旅費)

第三十一条の三 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第三十二条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額による。

(削る)

- 一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃
 - イ 指定職の職務にある者又は四級以上の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 三級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - 二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - 四 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃
 - 五 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金
- (船賃)
- 第三十三条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額による。
- 一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃(最下級の運賃による場合を除く。)

(削る)

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

ロ イの最上級の運賃を更に四以上に区分する船舶による旅行の場合には、指定職の職務にある者又は四級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、三級以下の職務にある者については指定職の職務にある者又は四級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ハ イの最上級の運賃を更に三に区分する船舶による旅行の場合には、指定職の職務にある者又は四級以上の職務にある者については中級の運賃、三級以下の職務にある者については下級の運賃

ニ イの最上級の運賃を更に二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、寝台料金

(航空賃及び車賃)

第三十四条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条に

において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。

一 運賃の等級を三階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 指定職の職務にある者については、中級の運賃

ロ 五級以下の職務にある者については、下級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 指定職の職務にある者については、上級の運賃

ロ 五級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

四 指定職の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

2 前項第一号ロ又は第二号ロの規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間を超えると
きには、第一号ロの運賃は中級の運賃に、第二号ロの運賃は上級の運賃によることができる。

3 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第三十五条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 食卓料の額は、別表第二の定額による。

(削る)

(削る)

3| 第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項並びに第二十六条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「旅行（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）」とあるのは「旅行」と、「旅行雑費」とあるのは「日当」と、「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

(移転料)

第三十六条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

一 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人を超える者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額

二 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその百分の十に相当する額を加算した額

三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては、定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含ま

(削る)

れる場合にあつては、定額の百分の三十五に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額

2| 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第一号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の二分の一に相当する額による。

3| 赴任の際扶養親族を随伴しないが、第三十八条第二項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地(当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、任命権者が定める扶養親族の居住地)から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4| 第二十九条第二項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第二十七条第二項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。この場合において、第二十七条第二項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

(着後手当)

第三十七条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当

(削る)

する額による。

(扶養親族移転料)

第三十八条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

一 赴任の際、旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

二 外国に在勤中旅行命令権者の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

三 本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額による。

一 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び渡航手数料の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

二 十二歳未満の者については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料

(削る)

(削る)

(削る)

の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十九条第一項第一号の規定に準じて計算した額による。

4 第二十九条第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

第三十九条 削除

(渡航手数料)

第三十九条の二 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第四十条 死亡手当の額は、第二条第二項第六号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には別表第二の定額により、同項第八号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）にはその定額の二分の一に相当する額による。

2 職員が第三条第二項第六号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合には、第三十条の三第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の任命権者の在勤地を新在勤地とみなして第三十条の三第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

が第三条第二項第八号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次に規定する額による。

一 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が第三十八条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

二 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が第三十八条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

4 第三十条の三第三項の規定は、第三条第二項第六号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第四十一条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第四十一条の二 第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(削る)

(削る)

一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、次に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(1) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分を超えることができない。

(2) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧任命権者の在勤地までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）

二 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

三 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの出張地の存する地域の区分に応じた第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定による前職務相当の旅行雑費及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じ

て計算した出張地から居住地までの前章の規定による前職務相当の旅費

四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した旅行雑費及び宿泊料

ハ 退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

(1) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五条第一項又は第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定による前職務相当の日当又は旅行雑費及び宿泊料。ただし、日当又は旅行雑費については十五日分、宿泊料については十五夜分を超えることができない。

(2) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(3) 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知つた日とみなして第一号ロの規定に準じて

計算した旅費

五| 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から居住地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

2| 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ、第三号ロ又は第四号ハに規定する期間を延長することができる。

3| 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じて計算した旅費とする。

（遺族の旅費）

第四十一条の三 第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から遺族の居住地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）とする。

第四章 雑則

（新設）

（退職者等の旅費）

第三章 雑則

第二十一条 第三条第二項第一号又は第五号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2| 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

3| 第一項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4| 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第三条第二項第二号に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第三号、第四号又は第六号から第八号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十三条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条第一項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2| 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項

(新設)

(新設)

及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第二十四条 任命権者は、旅行者が都以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (現行のとおり)

第二十五条 (現行のとおり)

(旅費の返納)

第二十六条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(旅費の調整)

第四十二条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

第四十三条 (略)

(新設)

(委任)

第二十七条 この条例に定めがあるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

1 から 3 まで (現行のとおり)

(削る)

別表第一 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限(第十六条関係)

区 分			上 限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		九立方メートル
	子(一人につき)		一・五立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		三六〇キログラム

第四十四条 この条例に定めがあるものの外実施上必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

1 から 3 まで (略)

4 旅行先または目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会が定める地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の十分の八に相当する額とする。

	子（二人につき）	六〇キログラム
別表第一 内国旅行の旅費（第十五条、第二十四条―第二十八条、 第三十条関係） （一）旅行雑費、宿泊料及び食卓料		

区分										移 転	料 額
鉄道	五	十	キ	ロ	メ	ト	未	満		一	二
鉄道	五	十	キ	ロ	メ	ト	以	上	百	一	四
鉄道	百	キ	ロ	メ	ト	以	上	三	百	一	七
鉄道	三	百	キ	ロ	メ	ト	以	上	五	百	三
鉄道	五	百	キ	ロ	メ	ト	以	上	千	二	九
鉄道	千	キ	ロ	メ	ト	以	上	千	五	百	三
鉄道	千	五	百	キ	ロ	メ	ト	以	上	千	二
鉄道	二	千	キ	ロ	メ	ト	以	上			三

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費（第三十五条―第三十七条、第四十条、附則第四項関係）

（一） 日当、宿泊料及び食卓料

ある者 職務に 四級の ある者		ある者 職務に 五級の 者又は にある の職務 指定職		区分	
円 〇 〇 二 〽 七		円 〇 〇 三 〽 八		市 都 定 指	
円 〇 〇 二 〽 六		円 〇 〇 〇 〽 七		方 地 甲	
円 〇 〇 〇 〽 五		円 〇 〇 六 〽 五		方 地 乙	
円 〇 〇 五 〽 四		円 〇 〇 一 〽 五		方 地 丙	
円 〇 〇 五 〽 二 二		円 〇 〇 七 〽 五 二		市 都 定 指	
円 〇 〇 八 〽 八 一		円 〇 〇 五 〽 一 二		方 地 甲	
円 〇 〇 一 〽 五 一		円 〇 〇 二 〽 七 一		方 地 乙	
円 〇 〇 五 〽 三 一		円 〇 〇 五 〽 五 一		方 地 丙	
円 〇 〇 七 〽 六		円 〇 〇 七 〽 七		き 〽 一 夜 一 〽 料 卓 食	

三級以下 の職務に あ る者	備考	一	二
円 〇 〇 二 〇 六		指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲	
円 〇 〇 二 〇 五		地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委	
円 〇 〇 二 〇 四		員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事	
円 〇 〇 八 〇 三		委員会が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦	
円 〇 〇 三 〇 九 一		を除く）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極	
円 〇 〇 一 〇 六 一		地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域	
円 〇 〇 九 〇 二 一		以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、乙地方とは、	
円 〇 〇 六 〇 一 一		指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除	
円 〇 〇 八 〇 五		く。）をいう。	
		二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に	
		到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方に	
		つき定める定額とする。	
		（二） 移転料	

區分
満末ル ト 11 ヶ 町 百 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 百 五 上 以ル ト 11 ヶ 町 百 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 千 上 以ル ト 11 ヶ 町 百 五 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 百 五 千 上 以ル ト 11 ヶ 町 千 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 千 二 上 以ル ト 11 ヶ 町 百 五 千 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 千 五 上 以ル ト 11 ヶ 町 千 二 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 万 一 上 以ル ト 11 ヶ 町 千 五 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 千 五 万 一 上 以ル ト 11 ヶ 町 万 一 道 鉄
満末ル ト 11 ヶ 町 万 二 上 以ル ト 11 ヶ 町 千 五 万 一 道 鉄
上 以ル ト 11 ヶ 町 万 二 道 鉄

者 務に ある 一級 の職 二級 及び	者 務に ある 三級 の職	ある 者の 職務に 四級 以上 職務 又は 指定 職の
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 五 九	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 一 一	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 一 四 一
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 二 一	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 四 五 一	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 八 八 一
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 〇 八 一	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 〇 二 二	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 九 六 二
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 二 二	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 七 二	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 八 三 三
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 五 八 二	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 八 四 三	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 五 二 四
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 〇 五 三	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 八 二 四	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 一 二 五
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 八 三	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 一 七 四	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 五 七 五
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 一 二 四	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 四 一 五	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 八 二 六
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 五 四	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 六 五 五	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 〇 八 六
円 〇 〇 〇 〇 ヲ 三 九 四	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 一 〇 六	円 〇 〇 〇 〇 ヲ 四 三 七

別表第二 死亡手当（第二十条関係）

区 分 全ての者 九三〇、〇〇〇円 死亡手当													
指定職の職務にある者又は五級の職務にある者 六四〇、〇〇〇円 手当額													
四級の職務にある者 五二〇、〇〇〇円 手当額													
三級以下の職務にある者 四六〇、〇〇〇円 手当額													

備考 路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

(三) 削除

(四) 死亡手当

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号） 新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第三条まで（現行のとおり） （費用弁償） 第四条（現行のとおり） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、<u>包括宿泊費及び宿泊手当の七種とし、その額は、別表三の報酬の額の欄に掲げる者につき、それぞれ同表の費用弁償の額の欄に定める額とする。</u> 3及び4（現行のとおり） 第五条から第七条まで（現行のとおり） 別表一（第二条関係）				第一条から第三条まで（略） （費用弁償） 第四条（略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表三の報酬の額の欄に掲げる者につき、それぞれ同表の費用弁償の額の欄に定める額とする。</u> 3及び4（略） 第五条から第七条まで（略） 別表一（第二条関係）			
参 与	一般業務に 従事する者	従事する者	従事する者	従事する者	従事する者	従事する者	従事する者
職員の種別	日額（円）	月額（円）	時間額（円）	職員の種別	日額（円）	月額（円）	時間額（円）
医療業務に 従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	医療業務に 従事する者	（略）	（略）	（略）
研究業務に 従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	研究業務に 従事する者	（略）	（略）	（略）
従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	従事する者	（略）	（略）	（略）
従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	従事する者	（略）	（略）	（略）
従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	従事する者	（略）	（略）	（略）
従事する者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	従事する者	（略）	（略）	（略）
参 与	（現行のとおり）	三三八、〇〇〇	（現行のとおり）	参 与	（略）	三三四、〇〇〇	（略）

専 門 委 員	(現行のとおり)	三三八、〇〇〇	(現行のとおり)
---------	----------	---------	----------

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

別表二 (現行のとおり)

別表三(第四条関係)

報酬の額			費用弁償の額
日額	月額	時間額	
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

専 門 委 員	(略)	三三四、〇〇〇	(略)
---------	-----	---------	-----

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

別表二 (略)

別表三(第四条関係)

報酬の額			費用弁償の額
日額	月額	時間額	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第四条まで（現行のとおり） （休暇の付与） 第五条（現行のとおり） 一から四まで（現行のとおり） 五 子育て部分休暇 2 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、時間講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。 第六条（現行のとおり） （報酬の減額） 第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。 2（現行のとおり） （費用弁償） 第八条（現行のとおり） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の七種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「旅費条例」という。）の規定により、職務の級が三級以下である職員が受けるべ	目次（略） 第一条から第四条まで（略） （休暇の付与） 第五条（略） 一から四まで（略） （新設） 2 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、時間講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。 第六条（略） （報酬の減額） 第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。 2（略） （費用弁償） 第八条（略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「旅費条例」という。）の規定により、職務の級が三級以下である職員が受けるべき額に相当する

き額に相当する額とする。
3
(現行のとおり)
第八条の二から第十四条まで

(現行のとおり)

額とする。
3
(略)
第八条の二から第十四条まで

(略)